

公益法人等の収益事業について（留意点等）

1 収益事業の範囲（『一般社団法人・一般財団法人と法人税』 p 3 参照）

収益事業とは、販売業、製造業その他の事業で継続して事業場を設けて行われるものをい
い（法2十三）、その具体的範囲については、法人税施行令第5条に列挙されているところで
あり、現在、物品販売業をはじめとして34の事業が掲げられています。

なお、その性質上収益事業に付随して行われる行為も、収益事業に含まれます。

2 共通的留意点

（1）委託契約等による事業

（委託契約等による事業）

15—1—2 公益法人等の行う事業につき次に掲げるような事情がある場合には、その公
益法人等が自ら収益事業を行っているものとして取り扱うことになるのであるから留意す
る。

（1）公益法人等が収益事業に該当する事業に係る業務の全部又は一部を委託契約に基
づいて他の者に行わせている場合

（2）及び（3） 略

例：公益法人等が、その有する会館等の施設内における食堂や売店などの経営を第三者に委託
して行わせ、収益金の一部の分配を受けているというような事例がしばしば見受けられます
が、このような場合には、当該公益法人等が自ら「物品販売業」及び「飲食店業」を行って
いるものとして課税されます。

（2）「事業場を設けて行われるもの」の意義

（事業場を設けて行われるもの）

15—1—4 法第2条第13号（（収益事業の意義））の「事業場を設けて行われるもの」には、常時店舗、事務所等事業活動の拠点となる一定の場所を設けてその事業を行うもの
ほか、必要に応じて隨時その事業活動のための場所を設け、又は既存の施設を利用してそ
の事業活動を行うものが含まれる。したがって、移動販売、移動演劇興行等のようにその
事業活動を行う場所が転々と移動するものであっても、「事業場を設けて行われるもの」
に該当する。

⇒ 公益法人等が常設の店舗、工場、事務所などのいわゆる固定的な施設を設けてその事業を
行っている場合はもとより、そのような固定的な施設がない場合であっても、必要に応じて
隨時その事業活動のための場所を設け、又は既存の施設を利用してその事業活動を行うもの
もこれに含まれると解されています。

(3) 「継続して行われるもの」の意義

(継続して行われるもの)

15—1—5 法第2条第13号((収益事業の意義))の「継続して……行われるもの」には、各事業年度の全期間を通じて継続して事業活動を行うもののほか、次のようなものが含まれることに留意する。

(1) 例えば土地の造成及び分譲、全集又は事典の出版等のように、通常一の事業計画に基づく事業の遂行に相当期間を要するもの

(2) 例えば海水浴場における席貸し等又は縁日における物品販売のように、通常相当期間にわたって継続して行われるもの又は定期的に、若しくは不定期に反復して行われるもの

(注) 公益法人等が令第5条第1項各号((収益事業の範囲))に掲げる事業のいずれかに該当する事業(以下15—1—5において「特掲事業」という。)とこれに類似する事業で特掲事業に該当しないものとを行っている場合には、その行う特掲事業が継続して行われているかどうかは、これらの事業が全体として継続して行われているかどうかを勘案して判定する。

⇒ たとえ事業年度の全期間を通じて事業活動が行われないものであっても、その事業の性質上、全体として継続性があると認められるときは、「継続して行われるもの」に該当します。

⇒ 販売期間がごく短期間しか行われないものであっても、その販売活動に至るまでの準備期間が相当長期にわたるものについては、その準備期間を含めたところで全体として継続性の判断を行います。

また、販売活動などが一定の季節にしか行われないようなものであっても、それが毎年一定の季節ごとに反復又は継続して行われるものについては、同じく全体として継続的に事業活動が行われているとされます。

⇒ 本通達の(注)において、公益法人等が収益事業に該当する事業とこれに類する事業で収益事業に該当しないものとを合わせて行っている場合には、これらの事業に全体として継続性があれば、そのうちに含まれる収益事業に該当する部分についても継続性があるものとして課税することが明らかにされています。

(4) 「その性質上収益事業に付随して行われる行為」の意義

(付随行為)

15—1—6 令第5条第1項((収益事業の範囲))に規定する「その性質上その事業に附随して行われる行為」とは、例えば次に掲げる行為のように、通常その収益事業に係る事業活動の一環として、又はこれに関連して行われる行為をいう。

(1) 出版業を行う公益法人等が行うその出版に係る業務に關係する講演会の開催又は当該業務に係る出版物に掲載する広告の引受け

(2) 技芸教授業を行う公益法人等が行うその技芸の教授に係る教科書その他これに類する教材の販売及びバザーの開催

(注) 教科書その他これに類する教材以外の出版物その他の物品の販売に係る収益事業の判定については、15—1—10に定めるところによる。

(3) 旅館業又は料理店業を行う公益法人等がその旅館等において行う会議等のための席貸し

- (4) 興行業を行う公益法人等が放送会社に対しその興行に係る催し物の放送をすることを許諾する行為
- (5) 公益法人等が収益事業から生じた所得を預金、有価証券等に運用する行為
- (6) 公益法人等が収益事業に属する固定資産等を処分する行為

⇒ 「その性質上その事業に付随して行われる行為」というのは、通常、その収益事業に係る事業活動に係る事業活動の一環として、又はこれに関連して行われる行為をいいますが、本通達において、ここでいう付随行為に該当する行為のうち主なものが例示されています。

3 請負業について

(1) 請負業の範囲

(請負業の範囲)

15—1—27 令第5条第1項第10号((請負業))の請負業には、事務処理の委託を受ける業が含まれるから、他の者の委託に基づいて行う調査、研究、情報の収集及び提供、手形交換、為替業務、検査、検定等の事業（国等からの委託に基づいて行うこれらの事業を含み、同号イからニまでに掲げるものを除く。）は請負業に該当するが、農産物等の原産地証明書の交付等単に知っている事實を証明するだけの行為はこれに含まれない。

- ⇒ 収益事業となる請負業には、「事務処理の委託を受ける業」が含まれることになっているため、請負業の範囲はきわめて広くなっています。
- ⇒ その請負又は受託の相手方（委託者）が誰であるかは問わないことになっているため、国や地方公共団体などの委託に基づいて行う調査、研究などの事業であっても、現行税法上は請負業として課税の対象になります。

(2) 実費弁償による事務処理の受託等

(実費弁償による事務処理の受託等)

15—1—28 公益法人等が、事務処理の受託の性質を有する業務を行う場合においても、当該業務が法令の規定、行政官庁の指導又は当該業務に関する規則、規約若しくは契約に基づき実費弁償（その委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないことをいう。）により行われるものであり、かつ、そのことにつきあらかじめ一定の期間（おおむね5年以内の期間とする。）を限って所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長。）の確認を受けたときは、その確認を受けた期間については、当該業務は、その委託者の計算に係るものとして当該公益法人等の収益事業となるものとする。

(注) 非営利型法人が1—1—11の確認を受けている場合には、本文の確認を受けたものとみなす。

- ⇒ 「実費弁償」とは、その委託により委託者から受ける金額がその業務のために必要な費用の額を超えないことをします。換言すれば、その事業により剰余金が生じない仕組みになっているものです。具体的には、①個々の契約ごとにその都度実費精算が行われるものほか、②ごく短期間に実費精算が行われるもの及び③手数料の額が法令により実費弁償の範囲内で定められており、剰余金が生じた場合には手数料を減額する等の適正な是正措置を講ずることになっていることを主務官庁が証明するものが、該当すると考えられます。